

所得控除

(申告書中「3所得から差し引かれる金額に関する事項」及び「4所得から差し引かれる金額」に記入)

| 控除の種類 | 要件 | 控除額 | | | | | |
|--|---|---|--------------------|--------------------------|--|--|--|
| 雑損控除 | 前年中に災害などにより資産に損失を受けた場合 | ① 損害額 + 災害関連支出額 - 保険金等で補てんされた金額 - (総所得金額等 × 10%) ② 災害関連支出の金額 - 5万円 ①と②のいずれか多い方の金額 | | | | | |
| 医療費控除 | 前年中に医療費を支払った場合 | $\left[\text{医療費の額} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{ または} \\ 10万円のいずれか少ない方の金額 \end{array} \right]$ (控除限度額200万円) | | | | | |
| 社会保険料控除 | 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合 | 前年中の支払額 | | | | | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 小規模企業共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金の掛金などを支払った場合 | 前年中の支払額 | | | | | |
| 生命保険料控除 | 本人又は配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料を支払った場合 | | | | | | |
| | 1 新契約(平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料分)の場合 (支払った各保険料) 12,000円以下………支払った保険料の金額 12,001円～32,000円…支払った保険料 × 1/2 + 6,000円 32,001円～56,000円…支払った保険料 × 1/4 + 14,000円 56,001円～………一律28,000円 | | | | | | |
| | 2 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した一般生命保険料及び個人年金保険料分)の場合 (支払った各保険料) 15,000円以下………支払った保険料の金額 15,001円～40,000円…支払った保険料 × 1/2 + 7,500円 40,001円～70,000円…支払った保険料 × 1/4 + 17,500円 70,001円～………一律35,000円 | | | | | | |
| | 3 一般生命保険料と個人年金保険料に関して新契約と旧契約の両方に加入している場合の控除額 新契約の控除額と旧契約の控除額の合計額(一般生命保険料又は個人年金保険料それぞれ上限28,000円) | | | | | | |
| | ※新・旧複数の契約がある場合は、1・2・3それぞれを計算し、有利な控除額を選択することができます。 | | | | | | |
| | 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の合計適用限度額……70,000円 | | | | | | |
| | 前年中に地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合 | 旧長期損害保険料のみの場合 | | 両方の場合 | | | |
| | | 支払額の半分 (控除限度額25,000円) | | 両方の支払合計額 (限度額25,000円) | | | |
| | | 5,001円～15,000円 | 支払額 × 1/2 + 2,500円 | 15,001円～ 10,000円 | | | |
| 障害者控除 | 本人、控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合 | 一人につき26万円(特別障害者は30万円) | | | | | |
| ひとり親控除 | 控除対象配偶者または同一生計配偶者、扶養親族が同居特別障害者の場合 | 一人につき53万円 | | | | | |
| 寡婦控除 | 生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下であるとき ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある人は対象外とします。 | 30万円 | | | | | |
| 勤労学生控除 | 学生等で、勤労所得を有し、合計所得金額が85万円以下、かつ不労所得が10万円以下の方 | 26万円 | | | | | |
| 配偶者控除 (配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下) | 本人の合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少し、合計所得金額が1,000万円を超えると対象外になります。 ※本人の合計所得金額 900万円以下…A、900万円超950万円以下…B、950万円超1,000万円以下…C ※配偶者の年齢(配偶者控除のみ影響) 70歳未満(S31.1.2以後生)…①、70歳以上(S31.1.1以前生)…② | 26万円 | | | | | |
| 配偶者特別控除 (配偶者の前年の合計所得金額が58万円超から133万円以下) | 配偶者の合計所得金額(以上) 控除額 A B C 0～580,000円 ① 33万円 22万円 11万円 ② 38万円 26万円 13万円 580,001～1,000,000円 33万円 22万円 11万円 1,000,001～1,050,000円 31万円 21万円 11万円 1,050,001～1,100,000円 26万円 18万円 9万円 1,100,001～1,150,000円 21万円 14万円 7万円 | 配偶者の合計所得金額(以上) 控除額 A B C 1,150,001～1,200,000円 16万円 11万円 6万円 1,200,001～1,250,000円 11万円 8万円 4万円 1,250,001～1,300,000円 6万円 4万円 2万円 1,300,001～1,330,000円 3万円 2万円 1万円 1,330,001円～ 非該当 | | | | | |
| 同一生計配偶者 | 本人の前年の合計所得金額が1,000万円超で、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者を扶養する場合 | 0円 | | | | | |
| 扶養控除 | 扶養親族が 被扶養者の前年の合計所得金額が58万円以下の人 ①年齢16歳未満(H22.1.2以降生)の場合 ②年齢16歳～18歳(H19.1.2～H22.1.1生)の場合 ③年齢23歳～69歳(S31.1.2～H15.1.1生)の場合 ④年齢70歳以上(S31.1.1以前生)の場合 ⑤年齢70歳以上の人で、同居している父母等の場合 | (年少扶養) 0円 (扶養控除) 33万円 (老人扶養控除) 38万円 (同居老親等扶養控除) 45万円 | | | | | |
| 特定扶養控除 (被扶養者の前年の合計所得金額が58万円以下) | 被扶養者の合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。年齢19歳～22歳(H15.1.2～H19.1.1生) | 合計所得金額 控除額 合計所得金額 控除額 合計所得金額 控除額 0～580,000円 45万円 1,000,001～1,005,000円 31万円 1,150,001～1,200,000円 6万円 | | | | | |
| 特定親族特別控除 (被扶養者の前年の合計所得金額が58万円以上123万円以下) | 580,001～950,000円 45万円 1,005,001～1,100,000円 21万円 1,200,001～1,230,000円 3万円 950,001～1,000,001円 41万円 1,100,001～1,150,000円 11万円 1,230,001円～ 0円 | | | | | | |
| 基礎控除 | 合計所得金額が2,400万円以下 合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下 合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下 合計所得金額が2,500万円超 | 43万円 29万円 15万円 0円 | | | | | |

申告書の記載例

- 令和8年1月1日現在、帯広市に住所のある人(住民登録が他市町村にあっても、実際に帯広市に住んでいる人も含みます。)は、前年(令和7年1月1日から令和7年12月31までの1年間)の収入についての申告書の提出が必要です。
- 申告書記入の際は、左右の説明詳細を確認して、必ず黒ボールペンで記入してください。

氏名・住所欄

住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄、電話番号をすべて自書で記入してください。

また、1月1日時点と現住所が異なる場合は「1月1日現在の住所」の欄への記入もお願いいたします。

| | | | | |
|---|--------------------------------|-------------------------|--------------------|-----------------------------------|
| 分離課税等によるものがある方は、一市民税・道民税申告書分離課税等用こをあわせて提出して下さい。 | 現住所 | 帯広市西5条南7丁目1番地 | 宛名番号 | |
| 1月1日現在の住所 | アパート番号 | アパート番号 | 郵便番号 | |
| 帯広市長様 | フリガナ | オビヒロ タカヲ | 電話番号 | 0155-65-4120 |
| 提出来年月日 | 氏名 | 帯広 太朗 | 個人番号 | 123104510671089 |
| 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 平成 令和 | 平成 令和 | 平成 令和 | 平成 令和 | |
| 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 | 社会保険料の種類 | 支払保険料 | 社会保険料の種類 | 支払保険料 |
| 社会保険料の控除 | 住民登録 | 10,000円 | 雇用保険料の計 | 10,000円 |
| | 手当支給 | 160,210円 | 雇用保険料の計 | 160,210円 |
| | 合計 | 170,210円 | 雇用保険料の計 | 170,210円 |
| 生命保険料の控除 | 新生命保険料の計 | 50,000円 | 新生命保険料の計 | 50,000円 |
| | 新個人年金保険料の計 | 15,000円 | 新個人年金保険料の計 | 15,000円 |
| | 介護医療保険料の計 | 0円 | 介護医療保険料の計 | 0円 |
| 地政課税控除 | 地政課税料の計 | 10,000円 | 地政課税料の計 | 10,000円 |
| ⑩ 障害者控除 | □ 寡婦控除 □ 死別・配偶死 □ 离婚・未結婚 | ⑪ ひとり親控除 □ 学生等 | ⑫ 勤労学生控除 □ 生死不明 | ⑬ 精神・精神癡育・その他 □ 身体・精神・精神癡育・その他 |
| 1 障害者控除 | 1. 先生 | 1. 先生 | 1. 先生 | 1. 先生 |
| | 2. 先生 | 2. 先生 | 2. 先生 | 2. 先生 |
| 2 所得から差し引かれる金額 | 配偶者 | オビヒロ タカヲ | 年生月日 | 明・大・昭 14.12.24 |
| | 年生月日 | 年生月日 | 年生月日 | 年生月日 |
| | 扶養者 | 200,000円 | 扶養者 | 200,000円 |
| | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 |
| 4 所得から差し引かれる金額 | 1. 氏名 | オビヒロ タカヲ | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 |
| | 2. 氏名 | オビヒロ タカヲ | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 |
| | 3. 氏名 | オビヒロ タカヲ | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 |
| | 4. 氏名 | オビヒロ タカヲ | 扶養者番号 | 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,0,0 |
| 5. から5までの計 | 合計 | 1,100,300円 | 5. から5までの計 | 1,100,300円 |
| 6. 社会保険料控除 | 合計 | 170,210円 | 6. 社会保険料控除 | 170,210円 |
| 7. 小規格外金等 | 合計 | 35,000円 | 7. 小規格外金等 | 35,000円 |
| 8. 地政課税控除 | 合計 | 5,000円 | 8. 地政課税控除 | 5,000円 |
| 9. 寄附金 | 合計 | 260,000円 | 9. 寄附金 | 260,000円 |
| 10. 配偶者(特別)控除 | 合計 | 330,000円 | 10. 配偶者(特別)控除 | 330,000円 |
| 11. 扶養控除 | 合計 | 780,000円 | 11. 扶養控除 | 780,000円 |
| 12. 特定親族特別控除 | 合計 | 450,000円 | 12. 特定親族特別控除 | 450,000円 |
| 13. 基礎控除 | 合計 | 430,000円 | 13. 基礎控除 | 430,000円 |
| 14. 雜損控除 | 合計 | 2,460,210円 | 14. 雜損控除 | 2,460,210円 |
| 15. 医療費控除 | 合計 | 63,485円 | 15. 医療費控除 | 63,485円 |
| 16. 合計 | 合計 | 2,523,695円 | 16. 合計 | 2,523,695円 |
| セルフメディケーション税制を適用する場合には、「医療費控除」欄の「区分の口に1」に記入してください。 5. 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和8年外)の市民税・道民税の納税方法 □ 給与から差引き(特別控除) □ 自分で納付(普通徴収) | | | | |
| 別冊の扶養親族等がいる場合には、裏面「6」に氏名、番号及び住所を記入してください。 | | | | |

所得金額 (申告書中「1収入金額等」及び「2所得金額」に記入)

| 所得の種類 | 所得金額の算出方法 |
|------------|--|
| 事業(営業等、農業) | 収入金額-必要経費 |
| 不動産所得 | 収入金額-必要経費 |
| 利子所得 | 預貯金等の利子 |
| 配当所得 | 株式・出資配当等 |
| 給与所得 | 給与所得の速算表 ※4000割とは4000で割り、小数点を切り捨て4000をかけたもの |
| | 給与収入(A) |
| | 所得金額 0円 |
| | 651,000～1,899,999円 |
| | (A) - 650,000円 |
| | 1,900,000～3,599,999円 |
| | (4000割)(A) × 70% - 80,000円 |
| | 3,600,000～6,599,999円 |
| | (400 |

令和8年度 市民税・道民税・国民健康保険料の申告について

この申告書は、市民税・道民税・森林環境税の課税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料算定または医療費等の自己負担限度額の判定、介護保険料の算定のほか、各種申請^{*}に使用する税証明の交付を受けるために必要なものですので申告期間中に提出してください。

※各種申請…公営住宅の入居・保育所の入所・児童扶養手当・奨学金・被扶養者認定・金融機関提出・国民年金保険料免除、その他各種年金受給資格等の申請など

申告に必要なもの

※詳細については、市のホームページをご確認ください。

【R7.1.1～R7.12.31までの全ての収入を証明するもの】

| 収入の種類 | 必要書類 |
|------------|---|
| 給与収入 | 源泉徴収票（源泉徴収票が発行されていない場合は、給与明細書でも申告可能です。） |
| 年金収入 | 源泉徴収票 |
| 雑・事業・不動産収入 | 収支内訳書、収入及び必要経費などの明細がわかる帳簿や書類 |

【主な控除を受ける場合に必要なもの】

| 控除の種類 | 必要書類 |
|--|--|
| 社会保険料控除 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料など | 納付確認書・控除証明書 |
| 生命保険料控除 地震保険料控除 | 各種控除証明書 |
| 寄附金控除 | 寄附金控除証明書 ※ワンストップ特例申請を行った方が申告すると、ワンストップ特例は非該当となりますので、申告される際は、必ず寄附金控除の申告も忘れずに行ってください。 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 支払った掛金額の証明書 |
| 障害者控除 | 障害者手帳または障害者控除対象者認定書 |
| 医療費控除 | 医療費控除の明細書 ※領収書での申告は受付できません。必ず医療費控除の明細書を作成してください。 また、領収書はご自身で5年間保管していただく必要があります。 |

【身分証明書】

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードのみで、番号確認と身元確認が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

番号確認書類…マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書どちらか1つ
身元確認書類…運転免許証、パスポート、障害者手帳などの顔写真付きのものいずれか1つ

【代理人が申告を行う場合】

納税義務者と別世帯の方が申告する際には、委任状もしくは、税務代理権限証書などいずれか1点が必要になります。また、代理人の身分証明書も必要となりますのでご注意ください。

同じく世帯の方が申出を行う際には、委任状等は不要ですが代理人の身分証明書は必要となります。

電子・郵送・申告受付ポストでの申告も受付しています

el-TAXでの電子申告 葛生市役所への郵送・各申告会場の申告受付ボストでの申告も受付しております

ETAXでの電子申告、帯広市役所への郵送・各申告会場の中台支
名申告会場は非常に混雑しておりますので、お問い合わせください。

郵送：申告受け渡しでの申告の場合は、必要書類の写しを必ず同封してください。

郵送・申告受付小戻しでの申告の場合は、必要書類の写しを必ず同封してくださいと
控除等の必要書類の写しを同封していないか、も場合、控除の適用ができない場合

控除寺の必要書類の写しを同封しないよかつた場合、控除の適用ができません。
また、郵送・申告受付ポストで提出した添付書類は返却できません。障害者手帳やマイナンバーカードなど原本を同封しないよう注意してください。

*電子申告についてはeLTAX特設ページよりご確認ください。

～あなたは市民税・道民税・国民健康保険料の申告が必要ですか？～

